

◆記入についての注意点◆

記入欄名	記入内容
① 控除対象扶養親族の数	「老人扶養」の数は、右欄(人)が扶養の人数、左欄(内)は右欄のうち同居している人数を記入します。
② 障害者の数	「特別障害」の数は、右欄(人)は扶養の人数、左欄(内)は右欄のうち同居している人数を記入します。
③ 「生命保険料の控除額」及び「地震保険料の控除額」	生命保険料及び地震保険料の控除額を記入します(支払金額ではありません)。
④ 住宅借入金等特別控除の額	「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に記載の住宅借入金等特別控除額を記入します。ただし、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記入してください。
⑤ 摘要	<p>1 控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、その氏名を記入します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字((1)、(2)、など)を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」(⑫)及び「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」(⑬)の欄に記入する個人番号との関係がわかるようにしてください。</p> <p>また、16歳未満の扶養親族である場合には、「(年少)」と記入し、5人目以降の控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族が海外に居住する非居住者である場合にはその旨を記入してください。</p> <p>2 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください。</p> <p>記入例)</p> <p>(摘要)</p> <p>東根 花子(同配) (1)東根 スギ (2)東根 一郎(非居住者) (3)東根 春美(年少)</p> <p>3 前職分が合算されている場合には、前職分の支払金額・源泉徴収税額・社会保険料等の金額・専業所名・退職年月日を記入してください。</p> <p>4 租税条約に基づいて源泉所得税及び復興特別所得税の免除を受けた方については、免税対象額及び該当条項「〇〇条約〇〇条該当」を朱書きしてください。</p> <p>5 退職手当等の支払を受ける一定の配偶者又は扶養親族がいる場合、氏名等を記載してください。</p>
⑥ 生命保険料の金額の内訳	支払った保険料の金額を記入してください。
⑦ 住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合には適用数・居住開始年月日・控除区分・年末残高を記入してください。また、年末調整で控除しきれない金額がある場合には住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。なお、控除に係る住宅の新築、取得または増改築等が特別特定取得に該当する場合には、「(特特)」と、特定取得(特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」と控除区分に併記してください。
⑧ 配偶者の合計所得	配偶者控除または配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を記入してください(収入金額ではありません)。
⑨ 国民年金保険料等の金額	社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等の金額を記入してください。
⑩ 基礎控除の額	基礎控除の額を記入してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、記入する必要はありません。
⑪ 所得金額調整控除額	所得金額調整控除の適用がある場合には、その額を記入してください。
⑫ 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	控除対象扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の個人番号を記入します。個人番号の前には、摘要欄において氏名等の前に記入した括弧書きの数字を付し、氏名との関係が分かるようにしてください。
	<p>記入例)</p> <p>5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号</p> <p>(1)123456789012</p> <p>(2)234567890123</p> <p>個人番号の前に記入する数字((1)、(2)等)については、摘要欄にて記載した氏名に付記した番号と対応する番号を記入してください。</p>
⑬ 5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の個人番号を記入します。個人番号の前には、摘要欄において氏名等の前に記入した括弧書きの数字を付し、氏名との関係が分かるようにしてください。
⑭ 未成年者から勤労学生までの各欄	各欄について、その受給者について該当する事項がある場合に○を付けてください。なお、未成年者とは、平成18年1月3日以後に生まれた方をいいます。

【留意事項】復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税(源泉徴収すべき所得税の2.1%相当額)を併せて徴収し、納付しなければなりません。年末調整において年税額を計算する際にも、復興特別所得税を含めた年税額を算出してください。

総括表の記入についての注意点

⑥ 給与支払報告書（総括表）

		指定番号												
		○○○○○○○○												
東根市長 殿														
令和 6 年 1 月 19 日 提出														
1	給与の支払期間	令和 5 年 1 月分から 12 月分まで												
2	給与支払者の個人番号又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7
	フリガナ	カブシキガイシャ□□□△△△												
	給与支払者の氏名又は名称	株式会社 □□□△△△												
	所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業の名称	同上												
	フリガナ													
	同上の所在地	〒999-3701 山形県東根市大字東根甲○○○番地												
3	給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	代表取締役 東根 夏男												
4	連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	総務課 経理係 氏名 東根 秋子 (電話 0237-42-○○○○)												
5	関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 (電話)												
		● 他社分(前職の給与等)を含んで年末調整しているものはありますか (はい)・いいえ												
		※「はい」の場合は必ず摘要欄に前職の情報を記入してください												
	事業種目	製造業												
	6 受給者総数	40 人												
	7 特別徴収対象者	26 人												
	8 普通徴収対象者(退職者)	3 人												
	9 普通徴収対象者(退職者を除く)	1 人												
	10 報告人員の合計	30 人												
	11 給与の支払方法及びその期日	毎月20日												
	納入書の送付	必要・不要												

※所得税の源泉徴収義務のある事業主は、市県民税を特別徴収しなければならないこととされています。

- ①「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
- ②「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- ③「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- ④「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。
- ⑤「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載して下さい。
- ⑥「受給者総人数」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- ⑦「特別徴収対象者」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、特別徴収の対象となるものの人員を記載してください。
- ⑧「普通徴収対象者(退職者)」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者(退職予定者も含む)の人員を記載してください。
- ⑨「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄には、提出先の市町村に対して「給与支払報告書(個人別明細書)」を提出する者で、普通徴収の対象となるもののうち退職者(退職予定者も含む)を除いた人員を記載してください。
- ⑩「報告人数の合計」欄には、「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者(退職者)」欄及び「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄の人員の合計を記載してください。
- ⑪「給与の支払方法及びその期日」欄には、月給、週給等及び毎月20日、毎週月曜日等と記載してください。

特別徴収の完全実施へのご理解とご協力をお願いします

地方税法及び市税条例の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、事業所の規模や雇用形態にかかわらず、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。

【 特別徴収の対象となる従業員 】

原則、臨時雇用・パート等を問わず、**全従業員が特別徴収の対象**となります。
ただし、以下の理由に該当する場合のみ普通徴収とすることができます。

- A 給与の支払いが不定期(休職者を含む)
- B 退職者または退職予定者(5月末日まで)
- C 他の事業所で特別徴収(乙欄の給報)
- D 事業専従者(毎月給与が支給される場合を除く)

普通徴収に該当する場合は、給与支払報告書の摘要欄に**普通徴収・理由記号A~Dを記入**してください。《記入例1》
前年退職者・乙欄該当者は所定の欄に記入してください。

また、仕切紙「普通徴収」に理由記号ごとの該当する人数を記入してください。《記入例2》

《記入例1》 給与支払報告書 摘要欄

社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	
円	円	円	円	円	円
(摘要)					
普通徴収 B 3/31退職予定			※退職予定者は退職予定年月日を記入してください。		
生命保険料 の金額の	新生命 保険料	旧生命 保険料	介護医療 保険料	新個人年金 保険料	旧個人 保険

《記入例2》 仕切紙 普通徴収

仕切紙

普 通 徴 収
給 与 支 払 報 告 書

特別徴収できない理由を下記の中から選択し、給与支払報告書の「摘要」欄に「普通徴収・理由記号」を記入してください。

記入がない場合、特別徴収での取り扱いとなります。

- A 給与の支払いが不定期(休職者を含む)
- B 退職者または退職予定者(5月末日まで)
- C 他の事業所で特別徴収(乙欄の給報)
- D 事業専従者(毎月給与が支給される場合を除く)

※少額で引ききれない場合は、「A 給与の支払いが不定期」へ合算してください。

◎ 普通徴収に該当しないと判断した場合、市側で特別徴収に切替させていただきますのでご注意ください

◎ この仕切紙の後には、普通徴収の給与支払報告書を添付してください

3	人
1	人

合 計	
4	人

【 eLTAXまたは光ディスク等による提出義務基準の引き下げについて 】

令和3年1月1日以降提出する給与支払報告書につきましては、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上(改正前:1,000枚以上)であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。